

○使用禁止等となった家屋の取得に対する不動産取得税の減免要綱について

平成17年12月8日

税第346号

総務部長

構造計算書の偽装問題に関連して、耐震強度の不足が判明し、使用禁止等となった家屋の取得に対する不動産取得税の減免の取扱いについて検討してきたところですが、建築当初からの構造上の欠陥により、取得家屋について使用禁止の命令等を受けた者については、不動産を取得直後に災害により滅失し、又は損壊した場合と同様の事情にあると認められることから、神奈川県県税条例施行規則第2条第6号に規定する不動産取得税の減免との均衡を踏まえ、当該家屋の取得に対する不動産取得税を免除することとし、その取扱いを別紙のとおり定めたので通知します。

なお、この減免の適用を受ける者については、申請に基づき、それぞれの実情に応じ、地方税法第15条の規定により県税の徴収を猶予し、また、神奈川県県税条例第7条の規定により申告等の期限を延長することができますので、適切に対処してください。

別紙

使用禁止等となった家屋の取得に対する不動産取得税の減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、使用禁止等(建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項の規定に基づく使用禁止の命令その他これに類するものをいう。)となった家屋の取得に対する不動産取得税の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象家屋)

第2条 対象家屋は、納税者の責に帰すことのできない構造上の欠陥(取得の時点において生じているものに限る。)により、耐震強度が不足するなどして、本来の目的の用に供することのできない家屋で、使用禁止等を理由とする固定資産税及び都市計画税の減免又は課税免除の対象となるものとする。

(対象者)

第3条 対象者は、前条の家屋について、使用禁止の命令等を受けた者とする。

(減免額)

第4条 減免額は、税額の全額とする。

(申請の手続)

第5条 この要綱に基づく不動産取得税の減免を受けようとする者は、特段の事情がある場合を除き、使用禁止等となった日から3月以内に、使用禁止等となった家屋に係る不動産取得税減免申請書(別記様式)を県税事務所長を経由して知事に提出するものとする。

附 則

金融機関	信用組合 協同組合							本店(所) 支店(所)	の 種 類	通 2 当 座 3 そ の 他	番 号						
	銀 行 コ ー ド					店 舗 コ ー ド					口 座 名 義 人						

備考 1 「氏名」欄は、納税義務者(所有者)全員について記載してください。

2 申請に係る不動産取得税を既に納付している方で、口座振込みによる還付を希望する場合は、4の各欄に記載してください。

3 納税義務者が複数である場合は、還付金の振込口座の名義人以外の方の委任状を添えてください。